平成２６年（フ）第５０５２号
大阪府豊中市曽根西町２丁目15番26号、前住所大阪府豊中市東豊中町５丁目２番128―305号
債務者　竹林　節子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０６５号
大阪市大正区千島３丁目１番25―315号
債務者　平野　匡助
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１５９号
大阪府門真市舟田町21番２号
債務者　東野　利恵（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２１３号
大阪府門真市朝日町19番16号
債務者　松岡由香里
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２６６号
大阪府守口市大久保町１丁目52番３号
債務者　笠井　麻代
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５５４号
大阪府枚方市中宮西之町16番１―302号
債務者　中井　光世
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５５５号
大阪府枚方市中宮西之町16番１―301号
債務者　**廣**坂　　勝
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５６５号
大阪市福島区大開３丁目１番18号　黒木マンション
債務者　郷　　和宏
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８４号
大阪市東成区深江北１丁目１番29―603号
債務者　太田　千鶴
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２５号
大阪市浪速区敷津西２丁目２番８号　ラ・メゾンカトー501号、前住所大阪市浪速区大国２丁目１番７号　サンエイハイツ大国２―701号
債務者　クォーレこと　木村　**徳**子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４４号
函館市昭和町77番地15
債務者　石塚　亮太
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３８２号
函館市湯川町２丁目21番１号　コーポ泉州１―Ｃ
債務者　工藤　三雄
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３８３号
函館市湯川町２丁目21番１号　コーポ泉州１―Ｃ
債務者　工藤　康子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２００号
山形県上山市矢来４丁目16番１号
債務者　北浦　　徹
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３３号
岐阜県養老郡養老町大跡170番地７
債務者　福山　政明
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
宮城県石巻市西山町２番44号、前住所宮城県石巻市水明北２丁目12番18号
債務者　村上　正幸
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１２３４号
埼玉県上尾市東町１丁目12番36号　ＡＢＬＥ上尾103
債務者　森田　直美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係